

(審査体制)

○予備審査委員

- ・ 主指導教員は、予備審査委員として1人を推薦する。
- ・ 看護学教務委員会は、必要に応じて主指導教員又は関連分野の教員に意見を求め、予備審査委員として2人を推薦する。
- ・ 教育部長が必要があると認めるときは、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を予備審査委員とすることができる。
- ・ 教育部長が必要があると認めるときは、予備審査委員として、提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（1人に限る。）を加えることができる。
- ・ 予備審査委員長は、看護学教務委員会において、当該学生の主指導教員を除く看護学を標榜する教員の中から推薦する。
- ・ 予備審査委員は、3人のうち2人以上を看護学を標榜する教員から構成する。

○論文審査委員

- ・ 論文審査委員は、予備審査委員から原則として3人を選出する。ただし、教育部長が必要があると認めるときは、予備審査委員以外から論文審査委員を選出することができる。
- ・ 教育部長が必要があると認めるときは、副査として、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を論文審査委員とすることができる。
- ・ 教育部長が必要があると認めるときは、論文審査委員として、提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（1人に限る。）を加えることができる。
- ・ 主査は、当該学生の主指導教員を除く看護学を標榜する教員の中から選出する。
- ・ 論文審査委員は、3人のうちから2人以上を看護学を標榜する教員で構成する。

(審査方法)

- ・ 学位論文の審査を申請しようとする者は、あらかじめ博士論文の提出の可否について、予備審査を受けなければならない。
- ・ 予備審査委員は、論文申請者の発表する論文について内容を審査する。
- ・ 予備審査委員は、論文審査申請者が学位論文の審査申請の資格要件等を満たしているか確認する。また論文の掲載先（掲載予定も含む。）が査読システムが機能し、学術的価値が十分に担保されたデータベースに登録された学術雑誌に該当するか確認する。
- ・ 教育部長が論文提出を可とした者は、学位論文の審査申請を行う。
- ・ 論文審査委員は、公開による論文の発表の場を設け、論文審査申請者の発表する論文について内容を審査する。
- ・ 論文審査委員は論文審査及び試験を行う。

(評価項目)

1. 研究に新規性、独創性が認められること。
2. 当該・関連分野および社会に対する貢献が期待できる研究内容であること。
3. 研究は学術的意義をもち、詳細さ、正確さ、真実性、確実性が確保されていること。
4. 公開発表会において、発表の内容や質疑応答の回答が適切であること。

(評価基準)

上記の評価項目のすべてについて、水準に達していると認められること。併せて、論文審査及び試験を合格することにより、博士の学位論文として合格とする。